

## 市立小・中学校の適正規模について

1 小・中学校の適正規模（学校当たりの学級数の上限・下限）の考え方の審議について  
第3回委員会の学校規模に係るメリット・デメリット、学校運営上の課題に係る審議  
及びアンケート調査結果を踏まえ、小・中学校別に望ましい学校規模の上限・下限につ  
いて審議する。

## 2 これまでの適正規模の考え方等について

## (1) これまでの本市における適正規模の考え方について

平成27年度に策定した「厚木市立小・中学校の通学区域再編成及び学校規模に関  
する基本方針」では、学校規模について次のとおり基本的な考え方を示している。

「厚木市立小・中学校の通学区域再編成及び学校規模に関する基本方針」（抜粋）

## (3) 学校規模の基本的な考え方

学校規模は、現有施設の有効利用と教育の機会均等を総合的に考慮し各学校の  
適正化を図るものとするが、基準として次のとおり適正規模等の範囲を定める。

区分	小学校	中学校
過小規模校	5学級以下	2学級以下
小規模校	6学級～11学級	3学級～11学級
適正規模校	12学級～24学級	
大規模校	25学級～30学級	
過大規模校	31学級以上	

## (2) 国における適正規模の考え方について

国においては、小・中学校ともに12学級以上18学級以下を標準としている。

## ○ 学校教育法施行規則（抜粋）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、  
地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条  
までの規定は、中学校に準用する。

○ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（抜粋）  
（適正な学校規模の条件）

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものと  
する。

① 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。

### 3 学校規模の将来推計について

現在の方針に基づく市立小・中学校の学校規模の将来推計については次のとおり

※学校別の学校規模一覧は参考資料2のとおり

#### 【小学校】

学校規模	R2（2020）年度	R11年度（2029）年度		
		現行学級編制	35人学級編制	30人学級編制
適正規模校	14	14	16	14
小規模校	5	8	6	6
大規模校	4	1	1	3

#### 【中学校】

学校規模	R2（2020）年度	R11年度（2029）年度		
		現行学級編制	35人学級編制	30人学級編制
適正規模校	7	3	5	6
小規模校	6	10	8	5
大規模校	0	0	0	2

#### 4 適正規模の審議（案）について

※アンケートの選択項目は場合により語句を簡略化している。

##### (1) 小学校における適正規模について

###### ア 望ましい学級数について ※アンケート調査報告書 P11 参照

- 「3学級」が保護者（61.0%）、教職員（88.4%）ともに1位となっており、2位以下と比較し大幅に高い割合となっている。
- 2位、3位は、保護者と教職員で順位は異なるが「2学級」「4学級」となっている。
- 「1学級」及び「5学級以上」の選択割合は、保護者、教職員ともに2.0%未満と非常に低くなっている。

###### イ 望ましい学級数を選択した理由について ※アンケート調査報告書 P12 参照

- 「教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい」と「豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい」が順位は入れ替わっているが、保護者、教職員でそれぞれ1位と3位となっている。
- 「児童・生徒の人間関係が深まりやすい」が保護者2位、「多様な考え方に触れる機会、切磋琢磨する機会が多くなりやすい」が教職員2位となっている。

#### 【整理（案）】

##### ○ 小学校における適正規模（案）

12学級～24学級程度（1学年当たり2～4学級程度）を適正規模とする。

##### ○ 適正規模（案）の考え方

- ・設問「望ましい学級数を選択した理由」で「教員の目が届きやすい」、「人間関係が深まりやすい」、「多様な人間関係の構築」、「多様な考え方や切磋琢磨する機会」などが選択されていることから、児童への教育指導、児童間の人間関係の形成などが図られやすい学級数が望ましい。
- ・アンケート調査で「1学級」及び「5学級以上」の選択割合は保護者、教職員ともに非常に低くなっており、また、第3回委員会で審議した小規模・大規模のデメリットや学校運営上の課題とも合致している。
  - ⇒ 全ての学年でクラス替えが可能
  - ・学級の枠を超えた習熟度別学習等の実施が可能
  - ・各学年に複数の教職員の配置が可能

#### 【審議の論点（案）】

- 適正規模（案）の上限（24学級）、下限（12学級）が大規模・小規模校のデメリットや学校運営上の課題を踏まえ、妥当な学級数の範囲となっているか。

## (2) 中学校における適正規模について

### ア 中学校における適正規模について ※アンケート調査報告書 P11 参照

- 「4学級」が保護者(44.0%)、教職員(78.9%)ともに1位となっており、2位以下と比較し大幅に高い割合となっている。
- 2位、3位は、保護者と教職員で順位は異なるが「3学級」「5学級」となっている。
- 「1学級」、「2学級」、「7学級以上」の割合は2.5%以下と非常に低くなっている。
- 「6学級」の回答割合は保護者で7.8%となっている。

### イ 望ましい学級数を選択した理由について ※アンケート調査報告書 P13 参照

- 保護者、教職員共に1位「教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい」、2位「運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい」、3位「豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい」となっている。

#### 【整理(案)】

##### ○ 中学校における適正規模(案)

9学級～18学級程度(1学年当たり3～6学級程度)を適正規模とする。

##### ○ 適正規模(案)の考え方

- ・設問「望ましい学級数を選択した理由」で「教員の目が届きやすい」、「集団活動や学校行事に活気が生じやすい」、「豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成」が選択されていることから、教員の目が届きやすく、きめ細かい教育指導が行える学級数であることに加え、集団活動や学校行事の実施や豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成などを図るため一定以上の生徒数となる学級数が望ましい。
- ・設問「望ましい学級数」で「1学級」、「2学級」、「7学級以上」の選択割合は保護者、教職員ともに非常に低くなっており、また、第3回委員会で審議した小規模・大規模のデメリットや学校運営上の課題とも合致している。

#### 《参考》

- ・国の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」では『(9～11学級について)標準には満たないものの、おおむね、全学年でのクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置したり、免許外指導を解消したりすることが可能な学校規模。(以下略)』とされている。
- ⇒・集団活動や学校行事に活気があり、多様な集団の形成を図ることが可能
- ・免許外指導<sup>\*</sup>を解消し、全ての授業で教科担任による学習指導が可能

#### 【審議の論点(案)】

- 適正規模(案)の上限(18学級)、下限(9学級)が大規模・小規模校のデメリットや学校運営上の課題を踏まえ、妥当な学級数の範囲となっているか。

※免許外指導…特定の教科の免許状を有する教員がいない場合、他の教科の免許を有する職員がその教科を担当する例外的な指導。中学校の学習指導要領に定める教科数は9教科となっている。

(3) 【参考】整理（案）に基づく学校規模の将来推計について

整理（案）に基づく市立小・中学校の学校規模の将来推計については次のとおり

※学校別の学校規模一覧は参考資料3のとおり

※カッコ内は現行の適正規模（参考資料2参照）との差分（小学校は現行の適正規模と同一のため、差分なし）

【小学校】（適正規模：12 学級～24 学級）

学校規模	R2（2020）年度	R11 年度（2029）年度		
		現行学級編制	35 人学級編制	30 人学級編制
適正規模校	14	14	16	14
小規模校	5	8	6	6
大規模校	4	1	1	3

【中学校】（適正規模：9 学級～18 学級）

学校規模	R2（2020）年度	R11 年度（2029）年度		
		現行学級編制	35 人学級編制	30 人学級編制
適正規模校	8（1）	6（3）	8（3）	9（3）
小規模校	3（△3）	5（△5）	3（△5）	2（△3）
大規模校	2（2）	2（2）	2（2）	2（0）